

## 利用にあたって

交流館内は自由に利用できます。

事前に利用予約をいただければ、スペースを占有して利用することも可能です。(ただし、他の利用者の利用を妨げることはできません。)

(1)利用可能スペース

1階(交流スペース)

地階(展示スペース)

(2)利用可能時間

午前8時30分から午後5時まで(季節により利用可能時間を変更する場合があります。)

(休館日(年末年始(12月29日から1月3日まで))を除く。)

(3)利用料金 無料

(4)主な利用制限や利用上の注意事項

- ・交流館には、管理人が常駐しておりません。
  - ・交流館は禁煙です。
  - ・交流館へのアルコール類の持込は禁止です。
  - ・交流館で許可なく営利活動をすることは禁止です。
  - ・交流館では過激な運動、大声や大音量を伴う利用は禁止です。
  - ・交流館は火気類の持込は禁止です。
  - ・貴重品等の保管については、各自十分に注意してください。
  - ・交流館施設、設備及び器具類は大切に利用してください。万一利用中に施設、設備等を破損、滅失した場合は、直ちに市に届出てください。
  - ・利用後は設備及びその他の器具類は利用前の状態に回復してください。
  - ・利用する中で発生したごみはお持ち帰りください。
  - ・車でお越しいただく際は施設駐車場をご利用ください。施設前の道路は狭くなっておりますので、路上駐車等はお控えください。
  - ・国及び市は、交流館及び駐車場での事故・盗難等について、一切の責任を負いません。
-

○交流館のスペースを占有して利用する場合について

(1) 施設を利用するには

事前に利用予約をいただければ、スペースを占有して利用できます。(ただし、他の利用者の利用を妨げることはできません。)

(2) 利用可能期間

- ・交流スペース：1日
- ・展示スペース：1日～原則最大1ヶ月の期間

(3) 利用方法

- ①下記の申込先まで電話又はメールで空き状況を確認してください。
- ②その後メール又はFAXにて申請用紙を提出してください。(予約は平日の午前9時から午後5時まで。)

利用予約申請用紙\_word

展示申請用紙\_word

(4) 利用予約

利用する日の3か月前から受け付けますので、石巻市 河川港湾高規格道路整備推進課(下記)に利用予約申請を行ってください。

(5) 専有して利用する場合の留意事項

○交流スペース

- ・他の施設利用者の利用を妨げることはできません。
- ・利用許可を受けた内容を変更又は取り消しする場合は直ちに届出をして承認を受けてください。
- ・申請書の内容に反した場合は、利用を停止又は取り消す場合があります。

○展示スペース

- ・交流館には管理人が常駐しておりません。
- ・展示する作品はご自分で設置・管理・撤去を行ってください。
- ・作品を展示する際、又は作品を展示している間は、他の施設利用者の利用を妨げないよう注意してください。
- ・市は、作品を展示することによって発生した人、物品及び施設に対する紛失、盗難、傷害及び損害に対しての一切の補償責任を負いません。
- ・展示可能な作品は、公序良俗に反しないものとします。作品の内容に問題があると判断した際は、展示者の許可を得ず撤去する場合があります。
- ・利用許可を受けた内容を変更又は取り消しする場合は直ちに届出をしてください。
- ・申請書の内容に反した場合は、利用を停止又は取り消す場合があります。

(6) 主な利用制限や利用上の注意事項

- ・交流館には、管理人が常駐しておりません。

- 交流館は禁煙です。
- 交流館へのアルコール類の持込は禁止です。
- 交流館で許可なく営利活動をする事は禁止です。
- 交流館では過激な運動、大声や大音量を伴う利用は禁止です。
- 交流館は火気類の持込は禁止です。
- 貴重品等の保管については、各自十分に注意してください。
- 交流館施設、設備及び器具類は大切に利用してください。万一利用中に施設、設備等を破損、滅失した場合は、直ちに市に届出てください。
- 利用後は設備及びその他の器具類は利用前の状態に回復してください。
- 利用する中で発生したごみはお持ち帰りください。
- 車でお越しいただく際は施設駐車場をご利用ください。施設前の道路は狭くなっておりますので、路上駐車等はお控えください。
- 国及び市は、交流館及び駐車場での事故・盗難等について、一切の責任を負いません。

(7)その他

本施設は、石巻市暴力団排除条例に基づき「暴力団の利益となる使用」を許可しません。また、許可した後に、「暴力団の利益となる使用」であることが判明した場合は、許可を取り消し、または使用を停止します。

なお、暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、必要と認める場合には、宮城県警察本部に照会する場合があります。

利用にあたって

問い合わせ

石巻市 建設部 河川港湾高規格道路整備推進課

住所：石巻市穀町1 4 番 1 号

電 話：0225-95-1111

メール：[ishwpromo@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:ishwpromo@city.ishinomaki.lg.jp)

F A X：0225-23-4345

※北上川・運河交流館の管理協定に基づき、石巻市が国から委託され管理運営を行っております。